

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

- 福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則
- 福島県官報報告規則の一部を改正する規則
- 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
- 知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

### 訓 令

- 福島県地方振興政策会議規程の一部を改正する訓令
- 福島県地域連携推進室運営等規程の一部を改正する訓令
- 福島県選挙管理委員会
- 福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
- 福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程
- 福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

## 規 則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則、福島県官報報告規則の一部を改正する規則、知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則、知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則及び福島県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

### 福島県規則第三十六号

#### 福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則(昭和二十八年福島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

福島県知事 佐藤雄平

第七条第三項第二号中「日本郵政公社の調べに係る郵便線図その他」を削る。

別表第一会津若松市の部8の項中「東山ダム管理事務所」を「東山ダム管理事務所」に改め、同表郡山市の部38の項中「安積高等学校御館分校」を「安積高等学校御館校」に改め、同表川俣町の部3の項中「福沢小学校」を「田福沢小学校」に改め、同部の項中「小島小学校」を「田小島小学校」に改め、同表館岩村の部3の項中「上郷小学校」を「田上郷小学校」に改め、同表会津坂下町の部6の項中「片門小学校」を「田片門小学校」に改め、同表会津高田町の部3の項中「永井野小学校」を「田永井野小学校」に改め、同部5の項中「西小學校」を「田西小學校」に改め、同部6の項中「藤三小學校」を「田藤三小學校」に改め、同部7の項中「尾岐小學校」を「田尾岐小學校」に改め、同表小野町の部2の項中「小野新町小学校雁股田分校」を「田小野新町小学校雁股田分校」に改め、同表都路村の部2の項中「大久保小学校」を「田大久保小学校」に改め、同表船引町の部2の項中「今泉小学校」を「田今泉小学校」に改め、同部10の項中「門沢小学校」を「田門沢小学校」に改め、同部11の項中「堀越小学校」を「田堀越小学校」に改め、同部12の項中「青山小学校」を「田青山小学校」に改め、同表浪江町の部3の項中「浪江高等学校津島分校」を「浪江高等学校津島校」に改め、同表館岩村の部1の項中「相馬農業高等学校飯館分校」を「相馬農業高等学校飯館校」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第七条及び別表第一会津若松市の部8の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(人事領域人事グループ)

### 福島県規則第三十七号

#### 福島県官報報告規則の一部を改正する規則

福島県官報報告規則(昭和三十九年福島県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「総務部文書管財領域文書法務グループ参事」を「総務部文書管財総室文書法務課長」に改める。

第二条第一項中「各グループ」を「各課」に改める。

第四条第一項中「各グループ」を「各課」に改め、同条第二項中「行政事務条例にかか」る」を「地方自治法第十四条第二項に規定する条例に係る」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(文書管財領域文書法務グループ)

### 福島県規則第三十八号

#### 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成七年福島県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百元」を「三十円」に改める。  
 様式第一号（その一）中「主管グループ（所）」を「主幹課（所）」と、「事務取扱グループ（所）」を「事務取扱課（所）」に改め、同様式（その二）中「保有グループ（所）」を「保有課（所）」に改める。  
 様式第二号及び様式第三号中「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。  
 様式第四号中「第6条第3項」を「第6条第3項・第6条第4項」と、「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。  
 様式第五号から様式第二十二号までの規定中「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。

様式第二十三号中「訂正決定等」を「利用停止決定等」と、「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」と、「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。  
 様式第二十四号中「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」と、「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。  
 様式第二十五号中「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定（「第6条第3項」を「第6条第3項・第6条第4項」に改める部分に限る。）、様式第二十三号の改正規定（「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める部分を除く。）及び様式第二十四号の改正規定（「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（以下「旧規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、旧規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（以下「新規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、新規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び新規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。  
 3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（文書管財領域文書法務グループ）

福島県規則第三十九号

知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県規則第百六十二号）の一部を次のように改正する。  
 別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百元」を「三十円」に改める。  
 様式第一号から様式第十号までの規定中「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の知事が保有する公文書の開示等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の知事が保有する公文書の開示等に関する規則様式第一号による公文書開示請求書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（文書管財領域文書法務グループ）

福島県規則第四十号

福島県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

福島県水産業協同組合法施行細則（平成十二年福島県規則第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七号中「第十一条の八第一項ただし書」を「第十一条の十一第一項ただし書」に改め、同項第八号中「第十一条の九ただし書」を「第十一条の十二ただし書」に改め、同項第十二号中「第十七条の三第二項ただし書」を「第十七条の十五第二項ただし書」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「株式等を所有する」を「議決権を保有する」に、「水産業協同組合基準株式数等超過所有承認申請書」を「水産業協同組合基準議決権数超過保有承認申請書」に改め、同項第十八号中「第九十一条の二第二項」を「第九十一条第二項」に改め、同条第二項第一号中「規定による一時理事」の下に「若しくは監事」を加え、「水産業協同組合一時理事選任（総会（総代会）招集）請求書」を「水産業協同組合一時理事（監事）選任（総会（総代会）招集）請求書」に改め、同条第三項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第十五条の二第三項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の変更の届出 水産業協同組合共済規程変更届（様式第二十七号の二）  
 第一条第三項第七号中「第九十一条の二第五項」を「第九十一条第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

八 法第二百二十六条の二第三号から第五号までの規定による子会社の届出 水産業協同組合子会社届（様式第三十三号の二）  
 第三条の見出し中「命令」を「省令及び命令」に改め、同条第一項第一号中「漁業協

同組合等の信用事業に関する命令（平成五年 大 蔵 省 令第二号。以下「命令」という。）第四十六条第四項」を「水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号。以下「省令」という。）第二百五条第七項」に改め、同項第二号中「命令」を「漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年 大 蔵 省 令第二号。以下「命令」という。）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。  
 二 省令第二百二十五条第四項の規定による事業計画書の提出の延期の承認の申請



代 表 者 の 氏 名

回

下記の会社について、子会社とする（子会社でなくなった、水産業協同組合法第17条の14第1項第1号（第2号）に該当しない子会社となった）ので、水産業協同組合法第126条の2第3号（第4号、第5号）の規定により届け出ます。

記

会社の名称及び主たる営業所又は事務所の所在地

備考

- 1 この届には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 水産業協同組合法第126条の2第3号の規定に係る届出の場合は、次に掲げる書類
    - ア その会社を子会社とする理由を記載した書類
    - イ 当該組合に関する次に掲げる書類
      - イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
      - ロ 当該届出後における収支の見込みを記載した書類
      - ハ 当該組合及びその子会社に関する次に掲げる書類
        - イ 当該届出後における当該組合及びその子会社の収支の見込みの見込み
        - ロ 当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類
          - イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
          - ロ 業務の内容を記載した書類
          - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
          - ニ 役員の役職名及び氏名を記載した書類
      - ホ 当該届出に係る子会社対象会社を子会社にするにより、当該組合又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
  - エ その他参考となるべき事項を記載した書類
- (2) 水産業協同組合法第126条の2第4号及び第5号の規定に係る届出の場合は、その理由を記載した書類その他参考となるべき事項を記載した書類
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。
- 3 この届を使用するのは、漁業協同組合又は水産加工業協同組合であること。

様式第三十三号中「漁業共同組合等の信用事業に関する命令第46条第3項」や「水産

業協同組合法施行規則第205条第6項」及び「同条第4項」や「同条第7項」における「様式」の「様式」を「様式」に改訂する。

水産業協同組合事業計画書提出延期承認申請書

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

回

事業計画書を水産業協同組合法施行規則第225条第3項に規定する期限までに提出することができないので、同条第4項の規定により 年 月 日まで提出を延期することを承認願います。

備考

- 1 この申請書には、期限までに提出できない理由を記載した書類を添付すること。
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。
- 3 この申請書を使用するのは、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会であること。

様式第三十三号及び様式第三十四号中「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」や「漁業協同組合等の信用事業等に関する命令」における「様式」を「様式」に改訂する。

監 則

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第十二号の改正規定（「第十七条の三第二項ただし書」を「第十七条の十五第二項ただし書」に改める部分を除く。）、「様式第十六号の改正規定（「信用事業会社」を「特定事業会社」に改める部分及び「第十七条の3第2項ただし書」を「第十七条の15第2項ただし書」に改める部分を除く。）、「様式第十八号から様式第二十一号までの改正規定」様式第二十三号の改正規定、様式第三十一号の改正規定、様式第三十二号の改正規定及び様式第四十五号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県水産業協同組合法施行細則の規定に基づき提出されている申請書、請求書及び届は、改正後の福島県水産業協同組合法施行細則の相応規定に基づいて提出された申請書、請求書及び届とみなす。

（生産流通領域水産グループ）

訓 令

福島県訓令第4号

福島県地方振興政策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

本庁 機関  
出先 機関

福島県地方振興政策会議規程の一部を改正する訓令

福島県地方振興政策会議規程(平成六年福島県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ウを次のように改める。

ウ 地域づくりの支援に関する事業であつて、知事が指定するものに係る対象事業の決定のための調整に関する事項

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(財務領域総務予算グループ)

福島県訓令第5号

福島県地域連携室運営等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

本庁 機関  
出先 機関

福島県地域連携室運営等規程の一部を改正する訓令

福島県地域連携室運営等規程(平成十八年福島県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「(昭和四十年福島県教育委員会規則第五号)」を「(平成二十年福島県教育委員会規則第四号)」に改める。

第三条第一項第四号中「第九条の表教育事務所の項職の欄」を「第十五条の表教育事務所の項職の欄」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(財務領域総務予算グループ)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十四号

福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

福島県選挙管理委員会  
委員長 新妻 威 男

福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会規程(昭和四十四年福島県選挙管理委員会告示第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「(事務局)」に改め、同条中「置き、当該事務局に選挙グループを」を削る。

第十二条第一項中「を、選挙グループに参事及び主幹」を「、事務局次長、主幹及び主任主査」に改め、同条第二項中「選挙グループに副主幹、主任主査、主査」を「事務局に主査」に改め、同条第三項中「福島県総務部市町村領域(以下「市町村領域」という。)の総括参事」を「福島県総務部市町村総室(以下「市町村総室」という。)の部長(市町村担当)」に改め、同条第四項中「参事は市町村領域市町村行政グループの参事の職にある者を、主幹は市町村領域市町村行政グループの主幹の職」を「事務局次長は、市町村総室市町村行政課(以下「市町村行政課」という。)の課長」に改め、同条第五項中「主幹(前項に規定する主幹を除く。)、副主幹、主任主査」を「主任主査」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 主幹は、市町村総室の総括主幹の職にある者をもつて充てる。

第十三条第二項中「参事」を「事務局次長」に改め、同条第三項中「選挙グループの」を「特に指示された」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十四条の見出し中「参事」を「事務局長等」に改め、同条中「参事」を「事務局長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事務局次長は、別表第三に掲げる事務を専決処分することができる。

第十五条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十七条第一項中「市町村領域勤務」を「市町村総室に勤務」に、「市町村領域総括参事、市町村領域市町村行政グループ参事及び市町村領域市町村行政グループ主幹」を「市町村総室部長(市町村担当)、市町村行政課長及び市町村総室総括主幹の職にある者」に改め、同条第二項中「市町村領域」を「市町村総室」に改める。

別表第一第六号中「撤去」を「撤去命令」に改め、同表中第九号から第十一号までを削り、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、第十五号を削り、第十六号を第十二号とする。

別表第四を別表第五とする。

別表第三東北地方事務局の項中「伊達市」の下に、「本宮市」を加え、同表を別表第四とする。

別表第二第二号中「職員」を「職員(事務局長を除く。)」に改め、同表第七号を削り、同表中第十四号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号と

する。

別表第二第二号中「職員」を「職員(事務局長を除く。)」に改め、同表第七号を削り、同表中第十四号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号と

する。

し、同号の前に次の一号を加える。

十四 諸証明の発行に関すること。

別表第二中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の三号を加え、同表を別表第三とする。

七 政治資金規正法の規定に基づく収支報告書の処理に関すること。

八 政治資金規正法の規定に基づく政治団体に関する届出等の受理に関すること。

九 政党助成法の規定に基づく支部報告書等の処理に関すること。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第十四条関係)

一 重要な事務事業の基本計画の作成及び実施計画の決定に関すること。

二 委員会に提案する議案の整理に関すること。

三 委員及び事務局長の旅行命令に関すること。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第三県北地方事務局の項の改正規定は、公布の日から施行する。

福島県選挙管理委員会告示第十五号

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成七年福島県選挙管理委員会告示第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。

様式第四号中「第六条第三項・第六条第四項」に改める。

様式第十二号及び様式第十八号中「当該グループ(所)」を「当該課(所)」に改める。

様式第二十三号中「訂正決定等の」を「利用停止決定等の」に、「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に改める。

様式第二十四号中「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に改める。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第四号、様式第二十三号及び様式第二十四号の改正規定は、公布の日から施行する。

福島県選挙管理委員会告示第十六号

福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程(平成十二年福島県選挙管理委員会告示第八十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。

様式第七号中「当該グループ(所)」を「当該課(所)」に改める。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。